

広島県告示第百八十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によつて、県
営青原住宅、県営西山本住宅、県営下大町住宅、県営上安住宅、県営安佐住宅、県営緑丘住
宅、県営梅林住宅、県営城山住宅、県営別所住宅、県営虹山住宅、県営高陽住宅及び県営あ
さひが丘住宅並びに県営青原住宅駐車場、県営西山本住宅駐車場、県営下大町住宅駐車場、
県営上安住宅駐車場、県営安佐住宅駐車場、県営緑丘住宅駐車場、県営梅林住宅駐車場、県
営城山住宅駐車場、県営別所住宅駐車場、県営虹山住宅駐車場、県営高陽住宅駐車場及び県
営あさひが丘住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。

平成二十七年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者	名 称
所	住
(委 託 期 間)	平成二七年三月六日 (平成二七年四月一日 ～平成二八年三月三一日)